

4号特例の縮小 で何が**変**わる？



改正法セミナー

～建築基準法・建築物省エネ法の大改正を迎えて（全3回）～

第1回 2024. 9. 5 木 13:30～16:00

建築確認・検査対象の見直しに伴う特例の規模縮小
木材利用の促進に向けた建築基準法の改正－意匠規定－(1)
省エネ基準への適合義務化と対象建築物

第2回 2024. 10. 3 木 13:30～16:00

木材利用の促進に向けた建築基準法の改正－意匠規定－(2)
省エネ対策の加速化に伴う省エネ基準の改正(大規模建築物)

第3回 2024. 11. 7 木 13:30～16:00

木造の構造規定に関する建築基準法の改正

講師 株式会社 兵庫確認検査機構

確認検査部審査課 課長 上畑 幸市
確認検査部省エネ審査課 課長 長井 竜子
確認検査部構造審査課 係長 景山 誠

会場

弊社 姫路本店 2F 会議室
〒670-0952 姫路市南条 426 番地 2

定員

ZOOMによるweb講習 80名
弊社 姫路本店会議室 30名(駐車場には限りがあります)

※8月30日締め切り(定員に達し次第締め切ります)

参加無料

LIVE配信
セミナー

脱炭素社会の実現に向け、令和4年度から3年間で法改正が進行中ですが、最も大きな変更は令和7年4月に施行される”木造の4号特例^{注)}の規模縮小”ではないでしょうか。特例の規模が平屋建ての200㎡以下に縮小されるため、大部分の木造建物において全ての意匠・構造規定が審査対象になります。さらに、省エネ基準もこの規模を超える建物は全ての構造種別で審査対象となるため、これらの変更は木造住宅に携わる設計者にとって特に影響が大きいと言えます。

また、木造の構造規定の実況に応じた規準の見直し、中層建築物の耐火性能基準および物流倉庫等の庇に係る建築面積算定の合理化などが改正法に盛り込まれ、一部はすでに施行されています。

これら一連の内容は設計や申請に実務で関わる全ての方に知って頂きたいことですので、このたび法改正に関するセミナーを全3回で開催します。

注) 4号特例:一定規模以下の建物を対象に、建築士が基準法に適合させているものとして、一部の規定を確認申請で審査省略する制度です。

今回の改正により、2階建て又は延べ面積200㎡超の木造建物は特例の対象外になります。



〈主催〉株式会社 兵庫確認検査機構 〈後援〉公益社団法人 兵庫県建築士会

お問合せ：弊社 姫路本店 TEL：079-289-3002 FAX：079-289-3006

お申し込み方法は裏面へ

お申し込み方法

メール、または QR コードの専用フォームから送信いただくか、本紙申込欄にご記入の上、FAXにてお申込み下さい。弊社姫路本店窓口でも受付します。申込受付後、メールにてご案内いたします。

e-mail:himeji@kakunin.co.jp

FAX:079-289-3006



web 講習について

web 講習をお申込みの方には、別途 ZOOM 参加 ID とパスワードを事前にお送りします。講習資料(pdf データ)は前日までにメールにてお送りします。**申込欄の e-mail を必ずご記入ください。**

ZOOM への接続等は各自で設定をお願いします。
ZOOM からの質疑応答は予定しておりません。

参加・アクセス等

参加費無料。ご参加いただけるのは会場・web ともに**各社 3 名様まで**とさせていただきます。

会場は講習の 30 分前から受付開始します。

駐車場には限りがあります。乗り合わせてお越しいただくか、公共交通機関をご利用ください。



改正法セミナー全 3 回

申込欄

受講	<input type="checkbox"/> web 講習(ZOOM)	<input type="checkbox"/> 会場	※どちらか一方をお選び下さい	
参加回	<input type="checkbox"/> 全回参加	<input type="checkbox"/> 第 1 回	<input type="checkbox"/> 第 2 回	<input type="checkbox"/> 第 3 回
勤務先				
フリガナ氏名 (参加代表者名)	(参加 名様)			
電話				
FAX				弊社受付欄
e-mail				
メルマガ(きこう倶楽部)に登録 メールマガジンにご登録いただくと、法改正やセミナー等のお役立ち情報をいち早くお届けします。ぜひご利用下さい。				
※お預かりした個人・会社情報は、本セミナーの受付、運営及び今後のセミナーなどの情報提供のために使用するとともに、個人情報保護法に基づき、適正に管理いたします。				第 号

